

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9 : 3 0)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、その他案件もございますので、できるだけ簡潔にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題の(1) 議会運営申し送り事項等につきまして、まずは、本年8月22日開催の議会運営委員会において、地震や水害等の大規模災害時における合意項目を正副議長と正副議会運営委員長で整理、文書化するといたしました。</p> <p>そこで、去る10月9日に事務局も含めた中で整理したものを、本日、木津川市精華町環境施設組合議会における災害時対応要領(案)として机上に配付しております。</p> <p>この内容につきまして、まず、事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは、木津川市精華町環境施設組合議会における災害時対応要領(案)につきまして、ご説明のほうさせていただきます。</p> <p>お手元に資料、配付させていただいております。ご確認のほうをよろしく願ひいたします。</p> <p>今ございましたように、10月9日に正副委員長、大角副議長の3名、それと事務局のほうで整理をさせていただきました。</p> <p>資料左側が文案、右側が整理の概要という形になってございます。</p> <p>文案のほうを読ませていただきます。</p> <p>(事務局の対応)</p> <p>第1条 事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会議員の安否及び居所又は連絡場所等の情報は、事務局において、本組合構成市町議会(以下「市町議会」という。)事務局から入手し、安否情報については議長に報告する。</p>

武田
総務課長心得
つづき

(2) 議場やアクセス道路の被災など、議場における議会開催が困難な場合、市町議会に対して市町議会の施設を利用しての議会開催が可能であるか確認することとする。なお、確認する順序は、木津川市議会、精華町議会とし、市町議会ともに施設の利用が不可能な場合は、近隣の公共施設等の利用を検討するとしております。

右側、整理の概要についてであります。

議会の責任を果たすため、非常時においても議会活動を止めず、首長による専決処分に委ねないことについて、反対意見もなく、全ての委員が同意している。本要領の制定趣旨として、そのことを明記しないと、要領を制定する意味がなくなるといったような発言が佐々木副委員長からございました。

本日は協議の場ではなく、先の議会運営委員会で合意した3項目、1、議員の安否確認、2、議場が使用できない場合の取扱い、3、正副議長に事故ある場合の取扱いの文言等の整理に限定すべきで、それ以外の内容等については、次回の議会運営委員会で、改めて提案することとされたいというような意見が、これは宮嶋委員長からございました。

それを受けまして、本日、机上にまた別途、佐々木副委員長から提出のあった資料を添付させていただいております。

整理結果になります。

前提となる制定趣旨などの記載がないため、このような体裁で要領を制定することに佐々木副委員長は同意しないが、文言としては文案のとおり整理することとしたものでございます。

次、下の網かけの部分についてであります。

正副議長ともに事故ある場合の取扱いということで、第2条として、議会閉会中に議長、副議長ともに事故があるときは、〇〇、〇〇の順に議長の職務を代理するという形で、当日、提案をさせていただきました。

右側、整理の概要についてであります。

議会運営上においては、法の規定や事務提要により、正副議長が欠けた場合、正副議長の片方が欠け他方が事故ある場合、正副議長に事故ある場合の対応が示されており、本組合議会において、正副議長の職務代理を設置しなければならないケースを整理する必要があるという話を事務局からさせていただいております。

例といたしまして、精華町議会における議会災害対策会議などがございます。その対策会議においては、議長が事務の総括ということで、議長に事故ある場合は副議長がする、ともに事故ある場合はどうであるといったことが定められております。

本組合議会の現状なら、非常時において、全員協議会を開催しないのであれば必要ないが、開催する可能性があるのであれば必要ではないか。また順序の整理については、「地方自治法の規定に準じて決定する」としてもよいのではないかとといったような意見が佐々木副委員長からございました。

また、法により一定の取扱いが規定されていることから、第2条は

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>必要ないのではないかとといったようなご意見が大角副議長からございました。</p> <p>整理結果についてであります。</p> <p>第2条は不要とするが、整理内容等を示すこととする。</p> <p>追記といたしまして、整理後における事務局でちょっと確認しましたところ、木津川市精華町環境施設組合議会全員協議会規程におきまして、第4条に、議長の職務代行として、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。議長及び副議長ともに事故あるとき又は欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。また、木津川市精華町環境施設組合議会委員会条例におきましては、第7条に、委員長の職務代行として、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行うという旨で規定がございましたので、今日改めて資料に追加をさせていただきます。</p> <p>事務局からは以上になります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず、これ今ご報告いただいたことについて、ご質問等がございますか。</p> <p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>今この網がけのこの第2条についてのお話があって、不要ということになりましたということだったんですけども、理由として、この木津川市精華町環境施設組合議会全員協議会の規程、それと組合議会委員会条例で書かれているからという理由だったと思うんですけども、この災害時対応要領というものをもしつくるのであれば、その中にやっぱり書かないといけないと思うんです。</p> <p>その書き方としては、正副議長ともに事故ある場合は、例えば木津川市精華町環境施設組合議会全員協議会規程及び環境施設組合議会委員会条例何条に準ずるといふか、何かそういうふうな、そこに書いてあるとおりにしますよというふうな一言はやっぱりないと、この災害対応要領だけを読んだときは、そこが出てこないということになるので、不備になってしまうのではないかとというふうに思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかに、この9日に行った整理内容についてのご質問等ありますでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>この整理の内容の件なんですけど、森田議長が欠席されているという</p>

山本委員 つづき	ことですが、この内容については、もう議長は内容を承知の上で、内容は承知ということによろしいんですかね。
宮嶋委員長	森田議長、よろしいですか。
森田議長	結構です。
宮嶋委員長	ほかございませんかね。 谷口さん。
谷口委員	もう一つ教えていただきたいのは、今、案として出している災害時対応要領（案）なんですけれども、第1条というのだけ出していて、第2条もつくりたくないとなっていますが、全部で何条までつくる予定なのかなとか、その全体像がちょっと今分からないので、それは教えてもらっていいですか。
宮嶋委員長	これまで、この委員会で整理したのは、これが全てでありますので、今回、整理するのはこれが全てであります。
谷口委員	これが全て。
宮嶋委員長	はい。というのは、これまで議論してきた中身で、全体が合意したものは、非常時災害、地震だとか災害時における非常時の対応については全員が合意したので、これを文書化しよう、整理しようということで整理をしたということです。 それ以外のことは議論してきましたが、全体の合意になっておりませんので、今回この要領の中には盛り込むことができませんでした。 以上です。 谷口さん。
谷口委員	そんな薄い内容で、要領はつくるものなのかなと今ちょっと驚きなんですけれども、それはもうつくるならつくるでちゃんとしたものをつくるべきかなと思いますけれども、だから、ゼロから一個ずつみんな考えていくんじゃないかと、お手本を見ながらこの私たちの環境施設組合に必要なもの、必要でないものを選んでつくり上げていくというか、まずそうやってたたき台をつくってというイメージを私持っているんですけれども、そうではないんですか。

<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、谷口さん自身もこの委員会に参加されて、それ以外の項目についても議論してきましたよね。けれども、整理されるというか、合意されたのはこれだけですから、合意されたものを整理しましょうというのが、前回の議会運営委員会での確認でして、10月9日にそれをさせていただいている。</p> <p>今日はこの案で、後で佐々木さんのほうから追加の提案があるようですが、それも含めて今日はそれで確認をするということですので、まずはそこからスタートをするということですので、もうそれ以上、この問題での議論というのではないというふうに思っております。一つそこで出来上がったもので、次の今日ほかにも議題がありますけれども、項目で議論をしたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいんですが。</p> <p>谷口さん、よろしいですか。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>はい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今、委員長から話あったけれども、ここに書いているように私は同意してませんので、まずこの案には。しかも今委員長がおっしゃったのは、この2つだけ何かこれは議運での合意事項という話でしたけれども、私がこの間の議事録読む限り、議会活動を止めないということに関しては誰も異論を言っていませんから、それは合意事項だということだと考えています。</p> <p>なおかつ、若干ここの整理概要に書かれていますけれども、今提案されている1条だけならば、わざわざいろいろつくる必要はどこにもないわけで、従来の、というのは要するに、ここのうちの議会の招集権者は議長ではなく管理者ですから、管理者権限で事務局に対して指示をして、構成議員つまり私たち8人の何かあったときに安否を確認せえという指示は可能ですし、また、どこで会議やるかと、議会を開くかということも招集権者が普通指定しますよね。何月何日何時からどこでやるというのは、招集書に書いてあるわけですから、そこも議会権限というのがないわけで、最終的には招集権者の権限、だから、ここに書いてある1条の今日提案されているものに関しては、基本的にはこれがなくても今のルールでやることは可能だけれども、この間ここの議運で議論してきたのは、これまでじゃなしに様々な事態があるということと、ただ、様々な事態は今合意に至ってないので、一旦は保留にするとしても、なぜわざわざなくてもできることを議会の対応要領として決めるのかという、この間のこの議運での議論の経緯を踏まえたものを書き込んでおいて初めて意味があるということで、今回、後で説明やらせてもらうんですけれども、今日一緒にお配りし</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ている修正意見を出させてもらっているということなので、だから、この会議でもこの2項目しか合意していないという合意はありません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それでは、ほかご質問はございませんか。 なければ、この今、事務局のほうからも説明いただきましたように、また今佐々木さんのほうからも発言がありましたように、これだけでは不十分だというのが佐々木副委員長のご意見で、今日お手元に文書で提案していただくようにと、具体的な文書がないと議論が進みませんというのが9日の確認でしたので、出させていただいておりますので、最初に、佐々木さんのほうから、今も少し説明がありましたので、もう一度付け加える部分お願いできますか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>別紙、A4の別紙にあるような主に2項目です。 まず、1項目目は先ほど申し上げたことなんですけれども、この議運では、特にこの間の新型コロナ禍があった中で、全国の議会が何かあった場合でも議会活動を止めないというような方向で様々な工夫をされているということも紹介し合って議論をしてきたわけです。 そういう意味で、書かれているように、責務をどう果たすのかということを検討したことの経緯を明確にした上で、今回はやろうと思っただけなら今の地方自治法だとか、さっき事務局からそこでいろいろ説明あったような現状の会議規則だとかいったようなもので対応可能だけれども、基本的には合意事項というのは議会の活動を停止させないということなので、それを明記しておくということが1点目です。 2点目に、例えばこれ書いておかないと、もし来年、うちは来年5月選挙で、5月下旬から6月ぐらいに半分の議員が改選される、うちの議員は改選されるわけですから、同じメンバーが出てくるかどうかは分からないという何か、木津川市のほうも中間改選でもししたらメンバー替わるかもしれないわけで、今いるメンバーが残らないとこの間の議論というのはなかなかニュアンスが伝わっていかないということで、明記をすべきというのが1点目です。 2点目は、なおかつもう一個、念のために明記をしたいのは、附則をつくって、通常これはいつから発効するかはどこかで決めると思うんです。それはそれで1条はまずそれであるとして、2条のほうに、せっかくこれまで様々なケース検討してきたわけですから、今回は、今日出されているのは災害対応だけです。だから、感染症のこともこれには入らないわけですね。感染症の場合はこの規定が適用されないという前提、ましてやこの間議論してきた、例えば多様な議員さんが当選をされて、その議員さんが子育てや介護のときなどに活動できるような条件整備もこの今日の話では一切出てきていません。という中で、せっかくこの間そうやった議論してきたわけですから、その議論をしっかりと一旦決めたとしてもそれを見直すという条項をつくって</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>において、これだけ今後のここの組合議員さんが明文的に見てもらって、その意識を継続させるという意味で2点を追加させてもらっています。</p> <p>なお、文言については、別に趣旨だけ書かせてもらっているのですが、もしこの文言よりもこの文言のほうがいいよという意見があるのでしたら、そこはそこまでこだわる気はないということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>この間、議会運営委員会で議論してきた中身を整理すると同時に、この議論を次に引き継いでいくという意味から、前文を付け加えてはどうか、附則を付け加えてはどうかという提案であります。</p> <p>これについては、特に災害時に議会活動を止めないということの前提で議論を進めてきて、これについては特に異論がないということで、今回こうした整理を行うとしたわけですから、そのことを文書化しようという提案ということでもあります。いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>非常時において議会活動を止めずということで、合意事項に基づいて、文案は一応、案としての文案は作成されました。これで私はいいいと思います。</p> <p>例えば今、佐々木副委員長のほうから提案されました附則なんですけど、年1回以上とか、これは回数を限定する必要は私はないと思います。これまでどおり何か非常時に議会を開く、それについて、例えば何かある場合に開けるように法でもあります。議長または委員長とかありますので、だから、必要なときに招集をすればいいと、そう思いますので、附則の年1回以上という縛りは特に必要性はないのかなというように考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか。</p> <p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私、この事務局のほうから示された対応要領（案）というのは、本当にまだまだ何も無いほうが、本当に薄いもので不十分だと感じていますので、佐々木さんの提案に賛成します。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>なお、谷口さんに申し上げますが、事務局から示されたんじゃないかと、ここで合意した案をまとめた文書だと、そこはちょっと誤解のないようにひとつだけ。我々の議論の到達点なんです、これが。</p>

谷口委員	そうですね。
宮嶋委員長	そこを間違えないでください。 ほかいかがですか。 谷川さん。
谷川委員	事務局の対応について、第1条については、こういう形で前回もそういうお話もされておったし、このままでいいと思うんやけれども、第2条までしていかなんかなど、議長のあれですね、第2条。
宮嶋委員長	第2条、網かけの部分のことを今言っておられるんですね。
谷川委員	網を引いた分やけれども、これは大角副議長もおっしゃっているように、不必要ではないかという言葉をおられて、私もそう思っておりますし、もう第1条だけでいったらどうかなと思いますけれども、私の考えです。
宮嶋委員長	一応整理としては、この第2条については、議長や副議長が事故ある場合に、どうしても対応が必要なのは全員協議会であったりしますよと、全員協議会については、別の規程で、年長議員が議長の職務を行いますよとありますので、今回はあえてこれを載せる必要はないのではないかということで、そこはしているんですけども、先ほど佐々木さんが、谷口さんでしたかね、もしそういう規定があるのであればそれを第2条に加えたらどうかという話もありましたので、そこは皆さんの最後の整理でまとめていただけたらと思うんですが。 じゃ、最初に、佐々木さんから提案された内容については、山本さんのほうからは、附則の第2条の1回以上の検証を実施するというのは、そこにこだわる必要はないのではないかと、ルールを確立するため検証を実施するということになるんですかね、その1回以上という部分を消すと。 山本さん。
山本委員	議会活動を妨げないルールということは、どういうふうに捉えるかなんですが、私はまず先ほども言いましたように、正副議長に事故ある場合、また、正副委員長に事故がある場合ということが、まず妨げないルールの大前提です。 だから、これを第2条、附則ではなく、文案のほうの第2条で、網かけの部分がありますが、これは今までどおり整理結果としては、全員協議会規程、または委員会の条例とかありますので、これで議会活

<p>山本委員 つづき</p>	<p>動を妨げないルールとして成り立っているのではないかというように私は考えておりますので、特に網かけ部分の第2条は書く必要はないのではないかというふうに考えております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。 ちょっと整理、今一つは、佐々木さんから提案されている、この前文と附則を入れるという点について、先ほど山本さんからは、それは結構ですと、ただし、附則の第2条の回数を限定することについては必要ないのではないかという案、意見がありました。 もう一つは、その第2条の扱いをどうするかとあるんですが、まず最初に、これは佐々木さんの提案のほうからまとめていきたいと思うんです。 それで、ほか、山本さんの意見以外に、この前文と附則についての意見はございませんでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと整理しておきますけれども、網かけの第2条というのは、つまり本会議、委員会、全員協議会だけをやるのであれば、この組合議会、その3つだけ限定して会議やるのであれば特に必要ないというのは事務局の調査の結果なんですね。 ただ、この精華町に書かれているのは、精華町はその3つの会議以外に、災害時に議員を招集して、例えば会派代表を議長が招集して対応策を考えると、または安否確認を事務局ルートと同時に会派ルートで、それぞれの議員さんの安否確認をするだとか、そういうルールを持っているので、今申し上げた3つの会議以外の会議体を想定しているんですね。想定しているから、そこには会議規則や委員会条例は適用されませんから、そういうそれ以外の会議の場合はこういう順番で、つまり、議長に事故あったら次、副議長、副議長に事故あったら次誰々というような、多分委員長だと思うけれども、それぞれの順番をすとしたら、次に代理をするというルールが入っているということで、だから、ここでの確認はその今言ったような3つの会議以外を全然想定しないのであれば、そもそもこの第2条はなくても動かすことができるということなんです。 ちょっと今の山本委員の発言、ちょっと誤解あるけれども、私が言っているのは、附則、年1回はこだわりませんが、附則の第2条の意味は、前文と同じような意味、それをもう一遍確認する意味合いがあるんです。つまり、この議運では、今議論している災害時だけじゃなしに、感染症の場面も、合意には達していないけれども議論はしてきましたということと、もう一個は、さっきの3番目の話、つまり、いろんな議員さんが出てきた場合、その議員さんが様々な事情がある人が出てきた場合、原則うちの議会の組合議会の原則、ルールからいえば、ここに来ないと発言ができない、要するに会議に関与できないと</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>というのが大原則です。木津川市も精華町も基本はそうです。</p> <p>ただ、精華町の場合はオンライン委員会ができるから、そういう場合は別のルートもプラスアルファあるんですけども、ここに来なければ活動ができないという状況、それはいろいろ、本人が障害持っている、または介護がある、もしくは震災か何かで被災をして今すぐここには来れないけれども会議に参加したいという環境があるといった場合、ここに来れない、身代わりで来れない場合を想定したことを、この3つ見たら、今1番はやっているけれども2つ、3つ目に関してもテーマとして残りますよねと。</p> <p>その残ったテーマをそういう意味で議会活動を妨げないというふうに言っているんです。議員活動と言いました。どっちでもいいんですけども、そういう意味で議会活動を止めないというふうに書いているという意味なので、だから、これまでここで相談してきたことを引き続き今後のところにもテーマで残っていると、するかしないかは別にしても、テーマは残っているというのがこの第2条の意味合いなので、単純に議長欠けたとか委員長が、副議長が欠けたとか、その議論はもう既にさっきから提案されている部分、様々な既存のルールでできるので、そこのことを想定しているわけではないということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>今問われていますのが、佐々木副委員長から出された補足意見で、前文をどうするかということをお問われていると思うんですが、この間の議論の中で、本当にいろんなご意見が出る中で一致点を見いだしたというところでは、その会議を重ねてきたことに意味があるなというふうに思っていますので、この前段の部分はこれでいいのではないかと、前文として載せていただいてもいいんじゃないかというふうに思います。</p> <p>その次の附則の件ですが、先ほど山本委員からありましたように、これは意味は十分分かりますので、文言の整理をされたらどうかというふうに思っていて、今ちょっと考えてみました。</p> <p>附則第2条、議会は、本要領施行後も、感染症、この不断の見直しに取り組みというのはちょっと後ろに回しまして、感染症発生時や多様な議員の参画による議会活動を妨げないルールを確立するため、不断の見直しに取り組み検証を実施するというふうにされてはいかかなというふうに思いましたので、提案させていただきます。</p> <p>先ほど来ありますこの網かけの部分は、地方自治法の規定に準じてできるようであれば、もうあえて要らないのではないかというふうに思っています。</p> <p>以上です。</p>

宮嶋委員長	<p>ありがとうございます。 ほか。 山本さん。</p>
山本委員	<p>論点いろいろありますが、まず今、網かけの部分は今までの法によって必要がないのではないかという、私はその考えでございます。 そして、附則の部分なんです。これが少し私の考えとしては、第2条、附則の第2条ですね、こちらも議会活動を妨げないルールというのは、これは先ほども言いました網かけ部分の正副議長が事故あるとき、そのときのルールがあれば妨げてないということは、網かけの第2条があれば、附則の第2条の議会活動を妨げないルールというのは、これは確立しているというふうに私はしていますので、附則の第2条はダブっていて私は不必要ではないかと、附則ですから第1条はいつから施行するという、この第1条はつけばいいと、必要ですよ、そんなふうに考えております。</p>
宮嶋委員長	<p>ほかご意見ございますか。 そうしましたら、まず、前文としてあるものについては特に異論がありませんので、それをこの災害対応要領に入れます。 その上で、いつからこれを施行するかという附則の第1条は、それは入れますと、ただ第2条についての扱いについて意見がまだまとまっておりません。 佐々木さんのほうから回数にこだわるということはないという発言がありまして、松田さんのほうから、文書を整理して、不断の見直しに取り組むというのは後に回して、検証を行うということにしたら、その回数にはこだわらない部分は解消されるんですけども、山本さんのほうからは、この第2条そのものはもう要らないのではないかとのご意見がありました。</p> <p>(いいですかの声)</p> <p>ちょっと待ってください。 そこで、あとこの第2条の扱い等について、どうするかがまとめればいいのかというふうに思っているんですが。 谷口さん。</p>
谷口委員	<p>先ほど山本さんが言われたのが、議会活動を妨げないルールというふうに言われたと思うんですけども、この附則の第2条は、多様な議員の参画による議会活動を妨げないということで、佐々木さんが言われていた介護ですとか出産ですとか、そういう人のことを想定している、そういうルールについてまだ確立できていないので、今後、引</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>き続きやりましょうという意味での第2条なんで、その議会活動を妨げないルールというところで切ってしまうと、多様な議員の参画ということをお話したいのであって、ちょっと意味合いが違うと思います。</p> <p>ですから、先ほどは、山本さんはこの網かけの第2条と重なっているというふうに言われたんですけども全然重なっていないので、別のお話だと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今回、我々がこの議論を重ねてきました。非常時の対応については合意できた点があります。ただ、それ以外の点についても議論はしてきました。合意には達していないけれども、今の議会活動全体を見れば、そうしたコロナ禍の問題だとか、そういう多様性の問題だとか、これは当然この議会でも議論されていくべき課題なので、それは課題として残しているんだという意味合いをここに持ちますので、ただ、どういう形でそれが議論されていくかは、次の議会運営委員会なり、次の委員がまた判断していくことですし、当然ながらこの環境施設組合議会だけではなくて、本体の例えば木津川市議会や他の一部事務組合などの議論とも重なり合ってくる部分がありますので、そういう意味では第2条を残しておくということは、意味あることではないかというふうに思うんですが、山本さん、いかがでしょうか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>指名がありましたので、附則の第2条ですが、まず、もう一つ全体に戻りますが、法による、要領施行後も不断の見直しとありますが、いろんな法律、またはいろんな条例、要領、要綱、これはその時期、その時期、世の中が変わるごとに見直しはされているものです。これはもう前提としてこれはやっているものですので、第2条として改めて書くという意味合いがあるとおっしゃられますが、これはもう各議会、また、この一部事務組合でも見直しがあればやるのは当然ですので、ここに書く必要はないのではないかと、そのように考えます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>山本さんはそのように言われておられるんですけども、いろんなルールの中で見直しをしましょうといっても見直しをしないことすらあるので、私はやっぱり性善説ではなくて、必ず見直しをするようにという一言を入れておくことが、やっぱり責任を持つということにつながると思いますので、書くべきだと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>山本委員、誤解があると思うんですけども、いろんな法律、国会がつくる法律があって、その法律の中には完璧と思われるものもあれば、まず第一歩と、要するにまだ未熟だと思われた法律もあるんですね。そういった法の細部には必ず見直し条項が入っています。なおかつ、衆参の附帯決議の中にそういった趣旨のことが書かれていることが多いんです。だから、見直しは書かなくても当たり前というのは、それは全然違います。国会の意味は全然違いますというのが一つ。</p> <p>もう一個は、前回の本委員会の中で、副議長が10月に、これ木津川市議会本体が10月視察に行きますと、テーマはオンライン導入がテーマで、それは感染症のこともあるし災害時のこともあると、つまり感染症と災害時の場合を想定したオンライン会議をやっている市議会に視察に行きますということを前回言われているわけですね。</p> <p>もう今10月、多分まだかな、来週ですね、来週やるとなったら、山本さんのところでそこまで合意できないのであったら、今回これに関しては、木津川市議会さんの動向を見てもいいかなと思っているんです。これまでこの委員会でも、本来はこの組合議会のことだから、この組合議会で決めたらいいんだけども、多々この2年間、3年間ぐらい、いや、木津川市議会ではということがいっぱい出てきました。何度も言われました。繰り返しますが、本来は関係ないんだけども、でもそれにこだわっておられる方が多いようなので、じゃ、来週行かれる木津川市議会の視察の結果を見て、木津川市議会さん自身がどういう方向を向くかというのを一定参考にさせてもらってもいいかなと思っているんです、それは。</p> <p>だから、今日合意に至らないなら、これ以上やってもあまり水かけ論になっちゃうので、木津川市議会さんの、議運の視察研修の結果をできれば報告書を取り寄せてもらって、その議運の結論、結論は別に今すぐやるかどうかは別にして、視察した後、こういう方向で木津川市の市議会の議運は考えていきますよというのは多分出てくるだろうから、その後で見た一定の方向性も参考にしながら、再度確認させてもらってもいいかなというのは思っているところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、テンポということになってくるとまた少し遅れますね。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>11月に議運あるでしょ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>11月に議運はありますけれども。まあいいです。すみません。松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>これはもう意見ですけども、今佐々木副委員長のほうから、木津川市さんの管外研修の動向を見てというお話もありましたが、どっち</p>

<p>松田委員 つづき</p>	<p>向き、どう向いて結論が出るのかというのは今のところは分かりませんよね。</p> <p>こういうことでもありますし、ここの議会の議運を今の到達点として、ここまで到達していますと、しかしながら、課題としてはまだ残っているんですということを明らかにしておくために、私は別にこれを附則に、第2条を附則に追加しておくことは、ここの議会としてはいいのではないかというふうに思います。</p> <p>以上。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしましたら、まずは、今日の到達点として、佐々木副委員長から提案された修正案の部分の前文の部分、それから附則の第1条の部分、ここは異論がないということでそれを付け加えると。</p> <p>第2条については、11月の議運の議論にするということで、一つはその前提として、来週ですか、行われる木津川市議会議会運営委員会の研修のまとめを出していただいて、その結果、それはただ議運の研修ですから、議会そのものがそれで合意したとか、それで進めようということになったということではないんですが、一つの参考として出していただいて、その上でこの第2条の在り方を考えると。</p> <p>ただ、第2条については、先ほど提案者である佐々木さんからは、回数にこだわることはないということで、松田さんの修正意見も出ましたので、それを基に回数は入れないけれども、そういうこの思いといいますか、部分は第2条に残すという形で、議論ができるかどうかということとして、次回に先送りさせてもらおうということでしょうか。</p> <p>なお、こちらの対応要領の第2条については、今のところこれについては文書化しないということで置いておくということとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そういうふうにさせていただいて、この問題、今日についてはこれで終わりたいと思います。</p> <p>そうしましたら、次であります、次は、役員選出の考え方についての議論であります。</p> <p>本件につきましては、議会改選時における議長不在期間を短縮するため、役員選出に係る現在の輪番制を入れ替えてはどうかという内容で、資料1に概要等をまとめ事前配付させていただいております。</p> <p>また、関連項目として、今すぐではないが将来に検討を要すると推測される事項として、議選監査委員の要否と存在意義についてが提案されております。</p> <p>これら項目について、ご意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>今先ほどの議論にもありましたように、来年5月が精華町議会は改</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>選であります。木津川市議会も2年のルールを設けておりますので、来年5月に議長以下、役職改選を行う予定にしていますので、その時点において、この環境施設組合議員についても交代は起こりますので、そのときに議長が不在になったりするということが懸念されますので、それをできるだけ短くしたらどうかということでもあります。</p> <p>まず、ご質問等がありますか、これについて。特にないですか。</p> <p>では、これについてはどういうふうに扱うということで、皆さん、何かご意見があれば。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>異論という意味じゃないけれども補足的な意見ですけれども、議会はできるだけ継続して活動をする条件は確保したほうがいいとはまず思っています、大前提として。それがなくなる状態というのは、今、衆議院総選挙やっていますけれども、今はもう衆議院議員誰もいませんよね、身分として誰もいないという状態。地方議会の場合も解散というのがあるので、解散が起こればその瞬間、議員の身分も失ってしまう、選挙までの間。それはちょっと特例だけれども、それ以外のケースというのは、要するに平時というのは、できるだけ議会活動、特に議会の一定の判断をいつもしてくれている議長の存在というのは大事な存在だとは思っているの、特にこの問題意識感じたのは、前回の木津川市議会選挙の前に、これたまたまだけれども当時この議長だった高味さんが市長選に出るということで、自動失職されているんです。市長選の告示日の段階で、議員の身分を失っているわけで、だから、本来の木津川市議会議員の任期よりも、どのぐらいかな二、三週間早く身分を失ったのと違うかな、そのときは。ということがあったので、そのときその2年前というのは多分1か月、40日間ぐらい議長不在状況が発生しているんですよ。</p> <p>副議長がいると、そうなんだけれども、やっぱり本来議長が欠けたら議長は選挙しなければならんわけで、すぐに選挙しなければあかんわけです。できるだけ速やかにという中で、さっき申し上げたように、木津川市議会は市長選と市議選を同時にやっていますから、そんな余裕もないですよ。議長が欠けたからといって、選挙中の人を呼び出して組合議会やるかという話にならないので、実質的にはならないので。だとしたら、その段階で木津川市議会が選挙やったときには、精華町議会はいますから、任期中なので。精華町議会側の議長がいればいいし、逆に来年の場合は、5月にうちが改選で5月19日で議員の身分を失うわけで、そのときもまずは恐らく精華町議会の初議会やって、そこでここに出るという議員を決めた後に、この議会が開かれるので、どうしてもタイムラグが生じるわけですので、そういう意味からいったら、できるだけ議長に関しては、解散がない限り存在し続けるという状況がいいと思いますので、できればそういうふうな仕組みを変えたほうがいいかなという気はしているところです。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん、重ねて言うと具体的にはどうしたら、それが少なくなるというか。
佐々木 副委員長	だから先ほど申し上げたように、2年前は選挙をやる側に議長がいたわけですね。だからこういうこと起こっちゃうので、選挙のない側に、選挙がある側と別の議員の側が議長をやれば、その事態は解消されるということなんで、そういう順番のほうがいいんじゃないかということです。
宮嶋委員長	<p>具体的に言いますと、だから、次、来年5月に臨時議会をやったときに、その2年後に選挙のない議会というと精華町議会でありますから、今本来ならば次は木津川市議会のほうから出ている議員のほうから議長を選ぶんだけど、ここでそこをずらして精華町議会から出ている議員のほうから議長を出していただき、副議長は木津川市議会から出していただくと、その2年後、すなわち木津川市議会が選挙をするけれども、精華町議会は選挙がないので議長はそのままお務めいただけるということなんで、今具体的に言いますと、次回、来年5月のときの議長は、交互のルールやから次は木津川市議会というふうになっているんだけど、そこを精華町議会にして、そこから2年ごとの交互にすれば、先ほど佐々木さんが説明したような空白期間が少なく済むのではないかという提案なんです。</p> <p>そういう約束、今、正副議運委員長と議長は互い違いというか、議長が出てないほうから議会運営委員長を出しましょうというルールなので、私、宮嶋が選ばれたということになっているんですが、次、精華町議会議員から議長がでてもらうとなれば、議運委員長は木津川市議会から出ている議員の方から出てもらうということとして進めるということとなります。ご理解いただけただけでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	議運の正副委員長も含めて、今、宮嶋委員長のほうから提案というか、進め方という意見をおっしゃられたとは思いますが、議長不在時のときは副議長が代行できるようになっておりますので、これで順番、輪番制、そして、議運正副委員長の交差性、これはもう解消しているんじゃないかと、私はそういう考えをしております。今までどおりでいいです。
宮嶋委員長	ほかご意見いかがですか。 谷川さん。
谷川委員	山本委員がおっしゃったように、私ももう現状の維持でいいんでは

<p>谷川委員 つづき</p>	<p>ないかと思うんですけれども、過去からずっとこの市町でやってきた流れを今また変えるというのもちょっと中途半端になるだろうかなというふうに私思うんですけれども、そういう意味も含めて、この輪番制でいったほうがいいのではないかなと。</p> <p>当時のときは辞める人いろいろありましたけれども、そういう意味でこの輪番制でわざわざ今変えんでも、山本さんがおっしゃっているように、議長不在のときは副議長ができるねんから、その期間も短期間であるということなら、もうこのままで進んでいったほうが私もいいのじゃないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかいかがですか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>やっぱり議長が不在という期間はないにこしたことはないので、方法があるのであれば、その議長が不在にならない方法を採用すべきと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>何かすごい慣例にこだわってはるから、そこまでとは思わなかったんで、言う気なかったんだけど、実際2年前のときというのは、議長が不在になりましたよね、40日間ぐらい。そのときの副議長は精華町の議員なんです。</p> <p>本来だったら木津川市は市議選があったでしょう、2年前に。この今の5人の方が出てきたわけで、そのときに本来であれば、私の経験から言えば、事務局なり又は管理者、木津川市長さんから、じゃ、木津川の市議会議員の選挙終わったから、あとは構成替えをするための議会をどうしましょうというのを多分、普通なら議長に相談ありますよね。精華町議会の経験上あるんです、それは。招集権者はもちろん向こうだけれども、議会側の事情とかいろいろあるわけだから都合とか、そういうことを議長と相談して設定するというのが、本来の議会のあるべき姿と私は思っているんだけど、残念ながら、私が聞いている範囲は、その間、副議長に一切何の相談もないんです。2年前は。</p> <p>だから、ルール上は、議長が欠けているとき副議長が代行するんだけど、事実上、ちょっと言い方悪いけれども、事実上そのときの副議長はお飾りなんです。つまり、何の相談もない状態で、要するに私たちが新しく初めて顔を合わせた2年前の5月、6月が設定されたという経緯があるので、そこは違うんじゃないかと、やっぱり議会</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>側の状況なり、またはその代表者が議長だから、代表の議長、もし議長が判断できなかつたら、それはほかの議員と相談してもらったらいけれども、取りあえず代表の議長に声かけてどうするかという話はすべきで、その間、その40日間に議長決裁があったかどうかはちょっと私分らないんだけれども、通常、議長決裁がありうるのは、例えば例月出納検査とか、年何回かやっているじゃないですか。うちも3回、4回なんですよ。それだって議長宛てに上がってきますやん、結果が。それ決裁、結構多いんですよ、議長の。</p> <p>その40日間あったかどうかは分からないんだけれども、一切ないというふうに話を聞いているので、何もなかったんだと思うんだけれども、逆にそれも不思議な話だなということは思っているという、この事実から、この問題は、事実から提起をしているので、慣例どうのこうのじゃないです。この事実をどう変えていくのか、つまりさっきも議論したように、議会がお飾りじゃなしに自主的な活動をするための環境をどうつくるかという議論の延長線上の話ということなので、できるだけ議長は存在したほうがいいと。短期間といっても40日間、短期間じゃないからね。本来は議長が抜けた途端に議長選挙やらなあかんですよ、でしょう。</p> <p>木津川市も精華町も議長から辞職届け出た瞬間にほっときますか、即議長選挙あるでしょう。それが本来の姿です。それでもなおかつ何かあった場合には副議長という臨時代行はあり得るけれども、明確に議長が欠けているのにほったらかすのは、それは変です、基本的に。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いかがでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>一応、議長が不在のときは副議長が代行できると、そして今、木津川市も精華町も4年に1回選挙があり、この一部事務組合の役員改選は2年ごとです。そのときに木津川市は選挙になるという、4年に1度ですから選挙になるということですが、どちらにしてもこの一部事務組合は正副議長がおられます。大前提、議長が不在のときは副議長が代行できますので、私はこれで議会活動はできるもんだというように認識しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>これも全体の合意でルールを決めていこうということですので、合意には達していないので、これについても今回はそういう提案があったけれども、これについては従来どおりということにさせていただきたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>じゃ、佐々木さん。</p>

佐々木副委員長	合意できないのは仕方ないけれども、議会としては異常ですよ、今の発言は。議長がいなくてもいいというのは。それは基本的に異常な発言になっています。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	<p>私は、その議長不在という期間をつくるべきでないという立場なんですけれども、今、合意できないという状態です。</p> <p>今できる限りのこととしたら、じゃ、その改選、選挙で不在になったときに、じゃ、副議長が議長職をするということで、その副議長さんに、そういう新しい議員が出てきたときに直ちに集まるようにするとか、そういうもっと責任を持ってもらえるような、何か引継ぎというか、そういうことをどこかに書いておくですとか、そういう仕組みを一応つくっておけば、今の仕組みの中でも、ちょっとあり得ない状態が起こらないように防げるかなというふうに思うので、せめてそれを検討したらどうかと思いました。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	松田さん。
松田委員	<p>先ほどの議論の続きでもあるなと思って聞いています。</p> <p>先ほど、この災害時対応要領ですけれども、第2条は要らないよねという話になったと思うんですけれども、今ちょっと具体的な事例とかをお聞きしていましたけれども、前回なぜ議長不在のときに、副議長にその職務の代行を委ねるということができなかったのはなぜなのかというのをすごく疑問に思うんです。</p> <p>それは多分、事務局にお聞きしても分からないとは思いますが、お分かりですか、理由。もし分かったら教えてください。</p>
宮嶋委員長	事務局長。
松井事務局長	<p>先ほど佐々木副委員長のほうからございましたように、一定の空白期間、議長不在期間というのは、前、高味議長の失職の際には起こっております。その間は、当然、精華町のほうからは、前、大野副議長がいていただいておりますので、我々とすれば、議会に関する判断いただく場合には、当然副議長にご相談するものというスタイルは持っております。</p> <p>佐々木副委員長がおっしゃったように、その間実務があったかどうかというお話で、軽微な、例えばホームページを少し、決まっていた</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>もの、ご相談せずとも決まっていたものを改編したりとかというような事務は確かに存在しておりましたが、それは申し訳ない、これは正しいか間違っていたかはまたご判断いただければいいんですが、議長がおられたとしても、議長の決裁をいただくことなく進めるようなこともございましたので、副議長のほうにお伺いすることがその間はなかったということで、お伺いすることはありませんでした。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、当時はもう議長不在だからね、議長不在で、さっき申し上げたように、このメンバーが初めて集まった議会がありますよね、2年前の、そのときの日程も議会側には相談されてないんですよ。そこなんですよ。軽微なことはいいですよ、任せていたらいいのでそこは。そこにはこだわりませんが、一定例えば議長決裁が要するような、または議長と相談すべき事項だとかというのは、何遍も言いますが、多分、木津川市議会、精華町議会でも事務局は議長と相談しながら進めています、それは。その会議規則だけじゃなしに、様々な判断が要ること、例えばこの情報を業者から来たけれども、この情報を誰にどの範囲まで議員にお伝えしましょうかというのも恐らく事務局はきっと相談していると思うんです。議長だけじゃないかもしれないけれども、必要な議員と相談しながらやっている。だから、そういうことが実際されてなかったという事実があるのが一つあるわけですね。</p> <p>山本委員、谷川委員、申し訳ないけれども、これ優しくする側から言っているんですよ。こんなことやりたくないけれども、前回みたいに高味議長が自動失職している間に議長が不在になってから、だって市議選に突入しているじゃないですか、その段階というのは。臨時議会を要求しますよ、議長選のその瞬間に。次回もその対応だったら、そしたら皆さん、選挙中であっても出てこなあかんようになる可能性がありますよ。しかもそれって、恐らく任期中だから選挙は任期中にやっているから、任期満了前にやっているわけ、うちもそうだけれども、やっているから、旧の議員さん、旧というか任期はあるんだから旧と言わないけれども、今のそれまでの現職の議員さんが出てきて、もう一遍改選で落選したりしたら、またその落選じゃなくても構成替え、メンバー替わったりしたら、またもう一回やらなあかん話になるでしょう、その後5月に。</p> <p>私は今、別に意地悪で言っているわけじゃなしに、厳密にルールを解釈したら、議長いなくなった、じゃ、議長決めようという議会が請求あったって、何もおかしくないですよ。でも現実またさっきも何回も言っていますが、精華も木津川も4月から5月に任期切れるわけだから、そのときにわざわざ任期切れる寸前に、あと10日間か2週間ぐらいの議長を選んだってあんまり意味ないじゃないですか、そ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>んな実質的には。もう一遍やり直すんだから、その後どうせ。 だからそういうこと起こりますよ。別に私でなくたって、議長欠けたから選ぶ臨時会開けという要求が出てくる可能性ありますよ。しかも、地方自治法で4分の1かな、議会招集権は、ですよ。4分の1だから2人以上の議員からそれ出てきたら開かなあかんですよ。選挙中の人が選挙で混乱しているときに。やめましょうよ、そんな無駄なこと、そんな実情に合わないことやめましょうよ、だから、実情に合ったような運用しましょうよというのは、この問題なんです。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>改めて今、佐々木さんのほうからそういう発言がありましたけれども、よろしいですか、いかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>いろいろ提案ありました。参考意見として伺いますが、議長は不在のときは副議長が代行できるということで、これで議会活動については支障がなく進まれるものというふうに考えております。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしましたら、この件については、今までどおりのルールで、議長、副議長、正副委員長、副委員長を選ぶその根拠となる市町の議会議員が対応するというふうにしたいと思います。 だから、来年5月の時点で、ここの臨時議会が招集されたときの議長は次は木津川市議会からと、副議長は精華町議会からと、議運委員長は精華町議会から、副委員長は木津川市議会からということで、交差して選ぶということで、これは今までどおりのルールですので、そのルールで確認しておきたいと思います。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そのルール、必ずしも守らなくていいという話ですね、申合せだから。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、申合せだから、守らなければ。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>明記されていないんだから。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>明記されていないからといっても、みんなで合意してきたことですから、それを守らなくてもいいというのはどういうことを意味してい</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>るかちょっとよく分かりません。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ですから、先ほど何遍も申し上げているけれども、本来の地方自治法に書かれている精神を生かしたどういう運営をするかという立場で発言をさせてもらっているんです。</p> <p>今、委員長からあったこの交代制というのは、あくまでもどこにも書かれてないですね、明文としたら。会議規則にも書かれてないわけですよ。どっちが優先かといったら法律のほうが優先ですよ、そんなもん。そのことが分かってない状態でやるんだったら、もうそんな約束なんてどうでもいいねとなります。しかも、さっきから何度もおっしゃっている議長と副議長は同格じゃないですよ、はっきり言って。</p> <p>副議長は必ずしも議長を全面的に代行する、法的にはそうかもしれないけれども、そんなのじゃないですから、議長が欠けたら即、選挙するなんて当たり前の話じゃないですか。それは要らんというんだったら、もうそんなもん地方自治法の精神、どういうふうにやっていても一緒ですから、そういうふうに理解させてもらいます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それぞれご意見ありましたけれども、正副議長の選出については、これまでどおりの申合せで進めるといふこととしたいと思えます。</p> <p>少し休憩を取らせてもらって、10時50分、ちょっと短いかも分かりませんが、10時50分から再開したいと思えます。</p> <p>それでは休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10:42)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10:50)</p> <p>10時50分回りましたので再開をいたします。</p> <p>休憩前の役職改選について、意見の一致が得られませんでしたので、役職選出の順序は変更せずに現行どおりといたします。そのことを確認して、次に移りたいと思えます。</p> <p>議選の監査委員について何かご意見がありますでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>議選監査は一応、以前の法律では必置だったただけれども、この間の法改正で任意にというか、要するに条例さえつくれば廃止ができるというふうに、今変化をしているわけです。今幾つかのというか、全国的な議会の議論、議会の行革の議論になっているのは、じゃ、議選監査はどういう立場なんだということですよ。議員だけれども同時に監査委員だから、独立した立場でもあるんだけれども、じゃ、何で議員、議会から出ているのかということになると、それはやっぱり議会との連携という意味じゃないかというのが今の議論ですよ。</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ですから、もちろん監査委員は守秘義務が一定ありますから、監査で知った当時の個人情報だとかいうのはしゃべるわけにはいかない、そういう制約は一定あるけれども、監査をしていて今の市町の場合、ここでは組合の場合だけれども、市町でどんな財務上の課題があるかということについては、議会と連携できないことではない。しかも、定期監査や随時監査の報告書は議会に大体上がってくるので、監査委員の報告書というのが上がってくるので、それを見れば何が問題点となったかというのは大体分かるという中で、そういう議選監査がいる意義が、議会との連携にあるという位置づけにすれば、当然いて当たり前というか、いていいというふうに思うんです。</p> <p>ただ、現状で言うと、議選監査委員さん自身は、議会のほうの議会の議員さんの意見を聞いて監査しているわけでもないですよ、現状からいうと。例えば今年度は、この点に注目して監査してくださいよということ为例えばどこかで全協でもいいけれども意見が出て、その意見を受けて監査しているわけでもない。そうすると、今度は専門性が問題になってくるんです。議選監査、駄目という意味じゃないですよ。必ずしも8人の議員が、全員が常時、地方財務に精通しているだとかいうことはない可能性もある。そのときによく最近やられているのは、2人か3人監査委員がいる場合には、1人は法律の専門家、弁護士さんとか、もう一人は財務の専門家、公認会計士とかそんな感じですね、の方で出ることによって、市町の財政をチェックするというふうな考え方で動いているところも一部あるわけで、そうすると必ずしも議員の中にその財務または法律の専門家が議選監査となる、なることもあるけれどもならんこともあるといったときに、じゃ、本来の監査委員の業務が果たせるかということになってくるわけで、その点からいったら、要するにその判断ですよ。</p> <p>要するに一つは議会と連携して議選監査活動する、もしくは、専門的な観点から監査業務を求めようというふうにシフトすると、議選監査を廃止して、専門家、別の分野の専門家を置いたほうが話は早いと、その論点だとは思っているところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、佐々木さんからの発言がありましたけれども、皆さんは、ほかいかがですか。議選監査は必要ではないのではないかとありますが。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっとそうではないですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ではないかということではないけれども、要るか要らないかについては、今の状況の中でもう少し考えてみる必要があるのではないかと。松田さん。</p>

<p>松田委員</p>	<p>実は、私も精華町議会の中で議選監査をやらせていただいています。今年で2年目なんですけれども、実際やっていて、どういう立場で監査をすべきかというのは、この間ずっと悩んできました。いろんな本を読んだり、研修に行ったりしながらずっと考えていたんですけれども、今もおっしゃった佐々木副委員長からあったように、やっぱり議員さんは住民代表という立場で議会に出てきておられますので、その議員さんが常日頃、問題意識として持っていらっしゃるかどうか、特に一般質問であるとか、いろんな常任委員会での発言であるとか、そういったこともトータルに踏まえながら、監査をするときに住民の立場でこれがどうなのかというような立場で監査をすることがすごく大事ななというふうには思っていて、そういう立場でやっているつもりなんですけど、とりわけ監査も財務監査とか行政監査とかいろいろ監査はあると思うんです。今、結構幅広い範囲があると思うんですけれども、そういう中でとりわけ行政監査とかは議選監査の出番やと思うんですよ。</p> <p>財務管理については専門家の方、いろいろ細かくチェックしていただけるので、行政監査とかはやっぱりそのこの市町がどういう方向に進もうとしているのかとか、今何を考えてどういうことをやっているのかとか、そういうことをやっぱり見ていくのが議選監査の役割だというふうに思っています。</p> <p>なので、ここの議会としても監査委員に出させていただいていますけれども、そういう立場で議選監査が今いるんだということを、何が正しいのかちょっと分かりませんが、そういう問題意識を持ちながら監査に望むということはすごく重要だなというふうに思っていて、そういう意味では、精華町議会でも議選監査、要るか要らないかということが議論になったことありますけれども、当面、議選監査を置いておきましょうということで合意したわけなんですけれども、だから、ここの議会として議選監査に何を求めるかということも一つは大事だと思うんです。どういう視点で監査、目光らせてもらわんとねとかいうような、そういうことも必要であるし、また、議選監査自身もそういうやっぱり意識を持ちながら監査に臨むということも重要だとは思っています。これは自分の経験上からお話したことで、要るのか要らないのかという結論を述べたわけではありませんので、参考までに述べさせていただきました。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。 ほかご意見。 谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>今のこの監査の内容につきましても、私は今ここの監査委員をさせていただいているんです。西井さんが専門家の監査委員で監査していただいていますし、私も入ったときに、その監査をさせてもらうとき</p>

<p>谷川委員 つづき</p>	<p>に何を見たら一番いいのかな、ポイントが分かりにくい面もある。ただし、私ももともと行政マンでありましたので、若干は分かっているつもりなんですけれども、そういう意味も含めて代表監査の方もされることを、こういうことを見られてんねなということも勉強しながら今現在、進んでいる段階でございます。</p> <p>ええ点、メリットがある点、ない点、私は行政的にそういうことを今やったらいいのかなという目線で見ているんですけれども、なかなかそういうような部分びたっとは合いにくいので、そういうことも踏まえて、やっぱり本当いったら行政も財政、財務も全部、第三者に見ていただいたほうが、私なりのご意見がその場で伝えられないという点もあるので、こういう少人数の場合は。トータル、木津川市においても今20人の議会の中で、監査しているもんはものがもう全く言えないので、その場では。そういう意味で見たら、その1人は減になるわけですね、そういうことも考えたら、一長一短あるんですわ。そやけど、そういうさっきおっしゃったように住民の立場の関係で見るといふうになれば、やっぱり議会の必要かなという具合にも察していますので、その意味も含めて今までどおりでいいの違うかなと、他の目で見るといふ立場から、そういう具合に私は感じておりまして、現実させていただいています。分かりにくい点もありますけれども。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかよろしいですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>昔というか以前は議選監査というのは、何かナンバースリーみたいな位置づけがあって、議長、副議長、その次みたいな、ある意味その名誉職というか、そういった議会内での主要役職みたいなニュアンスがあったんだけど、最近見ているとそういう感覚はもうほぼなくなっている。薄くなっていて、議選監査の存在、私も今すぐ廃止したいと思っていないんだけど、いていいと思うんだけど、ただその場合、議選監査なんだから議会の関係性をどう持っていくかというのが、それを一個確認しておかないとあかん論点かなということと。</p> <p>それから、現在、監査委員2人ですよ。監査委員はこの法律上は独任制で、いわゆる一応監査報告書は協議した上で出てくるけれども、必ずしもお二人の意見が100%一致しなきゃならんということはないわけで、Aさん、Bさんが違う意見持つこともあり得るわけですよ。一人の監査委員として。それは議会と違う仕組みですね。</p> <p>議会はいわゆるみんなで協議して、最終、多数決という原理が働いて、その多数に従うというのが議会の原理だけれども、監査委員はそうじゃないですから、それぞれが立場でやるというのが監査委員の役割だから、そういった意味では、議選監査を残しても私いいと思うんだけど、同時に、今の監査委員さん、代表監査の運用として少な</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>くとも決算議会には出てきていただいて、その審議の中で、議選監査の意見はお聞きできるけれども、代表監査の意見はお聞きできないわけです、いないから。そこはやっぱり独任制の機関としては、両方そろった上でそれぞれの立場からの意見を述べてもらうということが要るんじゃないかとは思っているところです。そういうところ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかご意見よろしいですか。 議選監査委員の積極面、課題なりがご議論だったかと思いますが、将来的にといいいますか、この後、議選監査はもう不必要だという議論ではありませんでしたので、これまでどおりとさせていただきます。 その上で、今最後に佐々木さんのほうから要望が出ましたけれども、決算11月の議会のときに代表監査に出てきてもらうことはという、出てきてもらってはどうかという要望がありましたけれども、何か事務局からありますか。 事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>今の決算、今度、次回の議会で認定のご提案をさせていただこうと思っておりますけれども、これに関する決算の意見書を既に監査委員のほうで協議をいただいて、合意の下、ご作成をいただいたものがございます。 こちらにつきましては、今現状といたしましてはお二方、合意の下に一つの意見書を取りまとめていただきましたので、それにつきましては、今の予定といたしましては、出席される議選の監査委員さんに、代表してご報告いただくということで調整をしておりますので、現状ではこれまでどおりということで、今予定はいたしております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>11月についてはそういうことだということですので、それも今後、また皆さん方の意見等ありましたら、次回以降の課題として送っていきたいというふうに思います。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>でも、まだやっていないわけだからね、今年度。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ごめんなさい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>やっていないわけだから、そこは精華町議会もそれまでずっと議選監査が決算審査報告していたんだけど、数年前から代表監査が出てきて報告してもらっていますし、議員の質疑にも答えてもらって</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>るという状況が、木津川市は知りませんが、通常、議会に対して、その自治体の大事なことじゃないですか、決算審査というのは。その本当に大事な5本の指に入るぐらい大事なことについて、出てこないということ自身が妥当かどうかという点になってくるんですよ。出てこないことがどこかのルールで決められているんだとしたら、それはそれでないこともないと思うんだけど、恐らくそのルールはないですよ、会議規則上はとか。</p> <p>逆に言えば、議会が調整すれば出てくるという立場になる仕組みです。なので、だから、基本的に代表監査委員が出てこない審議というのは今の時代ではあり得ないと思っています、そこは。だから再検討をお願いしたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>事例の紹介ですけれども、先ほどありましたけれども、精華町では、代表監査と私、議選監査が、まず、監査報告、決算とか監査報告は手渡す前に公表を、行政職員、部課長に集まっていたいて、今回こういう監査をしたと、特にこういう意見を持っているということをして代表監査と議選監査の意見として述べます。</p> <p>その後、監査の報告書というのを町長に渡します。その後、議会が開かれましたときに、先ほどありましたように代表監査から監査の結果報告というのを報告していただいて、そのときに短時間ですけれども、ちょっと見解の違うところもありますから代表監査と議選監査の、そういったところを意見として議会に対して述べさせていただくという機会を設けております。</p> <p>次また定期監査が始まるわけですけれども、定期監査からは議会に報告する前に、まず議長に監査結果を報告することが必要ではないかということで、今そういう提案をさせていただいているというのが精華町の監査の実際ですので、これも参考までに申し述べておきます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>木津川市議会は、9月定例会で前年度の会計決算の認定が議題となりまして、初日が議案提案ですので、そのときに代表監査委員の方が出席をされて、市長の会計決算の提案があった後に代表監査委員のほうから決算審査について報告をされると、その後、総括的な質疑を行って決算特別委員会に付託をするというルールで、初日のときに代表監査委員の方に出てきていただいております。</p> <p>結局、この議論については、議選監査の積極面ないしは課題が出されたわけですが、将来なくしてもいいんじゃないかという議論にはなりませんので、今までどおりとしたいと思います。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(ちょっとよろしいかの声)</p> <p>ちょっと待ってください。 先ほどの中で、佐々木副委員長から、決算議会のときに代表監査に出てきていただければという、そういうご意見がありましたけれども、今のところ次の11月にはその予定がないという事務局からの報告がありまして、これは今後、またこの議運で議論する場合はさせていただけたらというふうに思います。 ちょっと佐々木さん、待ってくださいね。 時間が大分押してしまっていて、この後の進め方ですけども、議会の広聴・広報の検討が一つあります。それから、議会のDXの課題が残っております。 しかしながら、今日のこの後の進め方を見ますと、もうこれで一旦打ち切って、その他の案件に入りたいと思うんですが、次回の議運に持ち越したいということですが、それでよろしいでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>議選監査の件はね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、その前に、今の提案を先にお願ひしたい。 要するに、ここで一旦。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>いいですよ、それは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それはそのことを皆さんにお聞きしているんですが、それでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、じゃ、それはそういうふうにさせていただきます。 その上で、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>その上で、この議選監査の件は3つぐらい論点がある。 1つは、廃止するかどうかという論点です。 2つ目は、いわゆる議選監査と議会が連携して議員の意識も酌んだ上で、これ決算監査だったらいいですよ、場合によってはさっき言っていた行政監査とか、定期監査というのがあるから検査があるから、また随時監査もあるわけだから、それを議会の意思も連携した上で、</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>議選監査が活動してもらわないという仕組みが要るんじゃないかというのが2つ目の論点ですね。</p> <p>3つ目は、代表監査の決算議会への出席の要否ですよね。</p> <p>この3つの論点があるので、それはちょっと別問題で、今は一応1個目の論点に対しては廃止すべきという議論はなかったわけだから、そういう意味では確認はいいですけども、2点目、3点目に関してはちょっと今日は確認できてないので、さっき委員長がおっしゃったように、先ほど言った話になるだろうとも思っているところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木副委員長のほうからまとめていただきましたので、そういうことでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、この議選の監査委員の今後については、すぐに廃止するものではないけれども別の課題がありますよということで、今、佐々木さんのほうから提案いただきましたことについては、今後また検討課題として置いておくということにしたいと思います。</p> <p>それでは、次の、議題の(2)その他に進めさせていただきます。</p> <p>組合議会事務職員の配置については、8月22日開催の議会運営委員会において管理者からの協議の申出に対して、特に意見も出なかったことを受けて、議長において回答案を作成され、その内容について議会運営委員会において確認いただきたいとの依頼がございました。</p> <p>回答案について、事前配付しておりますが、本件についてご意見等ございませんか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと確認なんだけれども、これ回答案は別にいいと思っているんです。ただ同時に、これやった場合というのは、うちの例えばほかの議会があるような、議会事務局設置条例的なものがない状態で進めていかどうかという点が若干気になるところなんです。だから、法的に議会事務局を設置しているよと、その職員が一定限定されてだよという話のほうですっきりするとは思っています。</p> <p>この回答に別に異論はないですけども、その法令上の体系的な位置づけというのはちょっと確認が要るかなというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田課長。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>事務局の設置を考えておりませんので、いわゆる書記長並びに書記を配置するという形での位置づけでございます。設置条例等について</p>

武田 総務課長心得 つづき	はない。今回の手続を経て、職員定数条例の改正をもって可能であるという認識でございます。 以上でございます。
宮嶋委員長	よろしいですか。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	だから、ほかの議会にある、事務局設置条例をあえてつくらないというのは、それはもう管理者の意思ということではよろしいですか。
宮嶋委員長	武田課長。
武田 総務課長心得	事務局を設置しないので設置条例は必要ない、職員の兼務ということでもあります。 以上でございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	ですから、事務局を設置しないというのは、管理者の方針ということで確認させてもらっていいですね。
宮嶋委員長	武田課長。
武田 総務課長心得	今回、協議があった兼務をするという協議があったというのは、そういうことだということでご理解をいただきたいと思います。
宮嶋委員長	よろしいですか。 この回答案で、議会運営委員会として確認させていただきます。 それでは、次に、次第の3、その他についてであります。 次回の議会運営委員会の会議日程であります、11月定例会に係る議会運営委員会が11月11日曜日、午前9時30分から予定されております。それでよろしいでしょうか。 すみません、ちょっと私飛ばしました。足らなかったですね。 11月定例会に係る協議終了後に、今残っている課題については議論いただきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(はいの声)</p> <p>特にご異議ございませんので、そうさせていただきます。 そうしましたら、次回の議会運営委員会は、11月11日月曜日、 午前9時30分から開きますので、よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、本日の木津川市精華町環境施設組合議会議会運 営委員会を閉会としたいと思います。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(11:19)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">委員長 _____</p>